

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第93号 桐生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

趣旨・目的

令和8年度から乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、同事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概 要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による改正児童福祉法の規定に基づき、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員から乳児等通園支援の提供を受けることにより、乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するため、乳児等通園支援事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準を定めるものです。

なお、基準の設定に当たっては、内閣府令を踏まえ、国の基準と同じ基準を定めることにいたしました。安全に、また安心して乳児等通園支援事業を受けられる環境を整備する観点から、市独自基準として暴力団排除に関する規定を追加します。

1 事業者及び職員の基準

事業者の一般原則、職員の一般的条件、職員の知識及び技能の向上等、職員の資格及び人数

2 設備及び運営の基準

設備の基準、支援の内容

3 その他の基準

非常災害への備え、安全計画の策定等、自動車運行時の所在確認、平等取扱の原則、虐待等の禁止、衛生管理等、食事、運営規程、備えるべき帳簿、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡

(施行期日：令和8年4月1日)

背景・経過

令和6年6月に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されました。

この事業は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな給付事業であり、令和7年度から制度化され、令和8年度から全自治体において実施されます。

参考資料

●乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の対象範囲

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
就労条件あり	保育園、認定こども園等 (小学校就学まで)						小学校
就労条件なし	乳児等通園支援事業 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 (0歳6か月から満3歳未満)			幼稚園 (満3歳から小学校就学まで)			(満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから)